

公益財団法人 公益法人協会 第26回理事会議事録

1 開催された日時 平成26年6月9日(金) 15時55分～18時5分

2 開催された場所 日本工業倶楽部5階第六会議室

3 理事総数及び定足数

総数 15名、定足数 8名

4 出席理事数 13名

(出席) 浦上節子、太田達男、金沢俊弘、鈴木勝治、片山正夫、岸本幸子、高宮洋一、
田中 皓、橋本大二郎、早瀬 昇、福原義春、松岡紀雄、山岡義典

(欠席) 長瀧重信、堀田 力

(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子

(傍聴) 鶴見和雄(評議員)

5 議 題

決議及び承認事項

第1号議案「平成25年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「平成25年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに
財産目録の承認」の件(承認事項)

第3号議案「役員等候補選出委員会へ提出する評議員候補者名簿」の件(承認事項)

第4号議案「定時評議員会決議事項の追加」の件(決議事項)

第5号議案「『東日本大震災 支援組織応援基金の第1回配分先決定』の件(承認事項)

報告事項

○ 長期(10カ年)経営計画『Project Coming10』報告

○ 定例報告事項

(I) 公益認定等委員会の動向

① 内閣府会計委員会「検討状況」に関するパブコメについて

② 最近の公益認定(不認定)について

(II) 職務執行報告

① 政府税調に対する要望書

② 内閣府委託相談会の状況

③ トップマネジメント・セミナー2014

④ 非営利法人格選択に関する実態調査

⑤ 2006年英国チャリティ改革後の変容調査

⑥ 会員の入退会動向

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。また、鶴見評議員の希望による傍聴が了承された。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事及び中田監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案「平成25年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「平成25年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。初めに理事長より第1号議案について、平成25年度事業計画にある5つの基本方針の実施状況等の総括につき、次のとおり事業報告があった。

〔事業報告〕

<基本方針1>「新法による法人運営の支援を、出版、Web、相談室、セミナー等各事業で強力に推し進める。併せて行政庁による監督が新法の理念に則し適正に行われるよう監視と要望を続ける」

法人の設立、会計や税務に関する新刊書を3冊発行し、相談室、セミナーも所期の成果を挙げたが、全体として事業収益が下がり、特に収益源の一つであるセミナー事業は採算が悪化している。また、内閣府に対しては、問題発生のつど要望等を継続している。

<基本方針2>「新たな一般法人に注視し、情報取得と分析調査し、その公益活動の推進を図るため支援に努める」

日本NPOセンターとの初の共同プロジェクトとして「非営利法人格の選択に関する調査研究」を25年11月より開始した他、新設一般法人1,600に対して2月にアンケートを実施、一般法人が行う社会後見活動状況の把握、分析に努めた。

<基本方針3>「公益認定法、公益信託並びに一般法人法について前年度までの研究・調査実績に基づき、改善に向けた要望活動を行う」

自民党、内閣府等に対して政策提言、認定法の運用改善、税制拡充等の要望活動を行ったが、今までのところ前向きな反応を引き出すには至らなかった。

<基本方針4>「民間公益活動促進及び寄附文化醸成を目的として、そのインフラとなる情報開示及び会計基準の在り方を検討するための調査研究等を行うとともに、実現に向けて改善要望を行う」

内閣に対する情報開示の促進要望については、一部利便性の改善という成果を得た。また、内閣府会計研究会に対応し、会計基準のあり方に関する提言活動を行った。

<基本方針5>「東日本大震災関連事業では、長期的な支援活動のあり方を検討する」

23年度「救援基金」に続き、理事会の承認を得て「東日本大震災 草の根市民組織応援基金」を立ち上げ、募金により1,652万円の寄附を集め、第1回配分として現地で支援活動を行う20団体へ930万円余を助成した。

<管理部門他>

決算関係は後で報告するが、3年連続の赤字となり申し訳ない。明るい材料としては、

活動・財務の基盤となる普通会员等が増えていること。25年度は準会員制度を廃止したので、会員数自体は減少しているが、普通会员・特別会員の増加により会費収益の見込み額は増加している。

また、「事業報告の内容を補足する重要な事項」については、本文ですべて説明をしているので作成しない旨の説明があった。

[計算書類等]

続いて、議長の求めに応じて、金沢専務理事より第2号議案について次のとおり説明があった。説明によると、25年度は経常増減で611万円の赤字のマイナスとなった。二期連続黒字のあと三期赤字が続き、これに伴い流動資産も減少した。別資料をご覧のとおり、会費収入は前年度を上回ったが、事業収益は、22年度以降は総じて減少しており、特にセミナー事業の参加者率の減少対策が緊急課題である。費用面では人件費は低減しているが、この理由は、人件費の削減効果もあるが、多くは常勤職員等の退職を契機に有期雇用や派遣等に切替えたためである。物件費についてもさらに効率性を求め、圧縮を図る必要がある。以上であった。

議案説明の後、谷村監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号議案及び第2号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(早瀬理事) サーバのクラウド化による経費節減とは具体的に何か。

(金沢専務理事) 非営利法人データベースシステム「NOPODAS」のことであるが、20年11月より、公法協でサーバを購入し、関西のある企業に設置・管理を委託していたが、維持費が高額のためこれをクラウド化し、北陸地方の企業に委託先を替えたことにより、維持にかかる月額コスト21万円見当が4万円程度となった。年間換算では200万円以上のコスト節減となる。

(山岡理事) 重要な転換期の中で着実に乗り切られたという印象を持っている。財務も細かい分析をされており、赤字は投資効果との対比で考えれば意味を持っていると思う。今後会員の確保が重要になると思うが、これほどの細かいデータが出ているのなら、必要な対応について分析することができると思う。

(太田理事長) 確かに、このような大きな変革期に赤字でも効果的な投資をすることの必要性をご理解いただき感謝するが、一方で赤字決算は確実に内部留保を減少させ、いつか限界が来るので、垂れ流しは許されない。今後その点にも留意して予算管理をしてまいりたい。

審議の結果、第1号議案、第2号議案とも、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「『役員等候補選出委員会へ提出する評議員候補者名簿』」の件(承認事項)

太田理事長より、理事、監事及び評議員の状況とともに、定時評議員会で新たに評議員1名を選任いただくため、その前のステップとして役員等候補選出委員会へ提出する評議員候

補者の選出案について、具体的な理由等とともに議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「定時評議員会決議事項の追加」の件(決議事項)

太田理事長より、第3号議案に関係して、評議員の選任について定時評議員会で諮っていたため、今月下旬の定時評議員会の議案に追加するため、本議案を了承いただきたい旨説明があり、出席理事全員一致で可決した。

第5号議案「『東日本大震災 支援組織応援基金の第1回配分先決定』の件(承認事項)

金沢専務理事より同議案について説明があった。説明によると、第1回配分については予想を大幅に超える128団体から応募があり、配分委員会で20件を採択、930万円余の配分を決定した。同基金の配分は、本来であれば理事会の承認が必要であるが、今回は年度末であり、早めに支援金を給付する必要があるがあった。事後承認になるがお認めいただきたい。第2回配分の決定方法については次回、9月の理事会でご相談したい。以上であった。

第5号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(田中理事) 本件はすでに進行しており事後承認せざるを得ないが、決議の省略等の方法もある。9月に予定しているという第2回配分先決定については、正規の手続を取るようになされたい。

(太田理事長) 次回配分先決定については、遺漏がないよう手続をさせていただく。

審議の結果、原案どおり第1回配分について出席理事全員一致で承認した。

○ 報告事項

・長期(10カ年)経営計画『Project Coming10』報告

同プロジェクト委員長の片山理事から、最終報告があった。報告によると、公益法人制度改革による移行期間の満了という歴史的な節目に際し、今後10年を見据えた時に公益法人協会がどういう役割を果たしていけばよいかという課題について話し合った。基本認識としては、これまでの10年を振り返った場合、公益法人協会は顕著な貢献を行ってきたと思うが、一方、この先どういった役割を果たすべきかということについて議論が成熟していないという問題意識からスタートしている。非営利セクターのハブ的な存在になることを目的とし、今後注力すべき事業を「キャパシティ・ビルディング事業」「アドボカシー事業」として示したが、これを実現していくためには執行部自身の実行力、組織力が重要になる。移行期間では効率的であったトップダウン方式の現状組織風土の改革や、職員が自らの組織のビジョンづくりに参画していくことこそが大切であり、今回のプロジェクトそのものも事業体の風土刷新に向けた第一歩と考えている。役職員が話し合うための叩き台、起爆剤となればと考えており、早急にその検討会議を立ち上げて欲しいと考えている。

片山理事と同じく、外部委員として参画した高宮理事、岸本理事からそれぞれ次のコメントがあった。

(高宮理事) 時間的に非常に厳しい中で議論する中では、重い課題が沢山あったというのが実感である。公益法人協会は、事業環境や求められる役割が変化する中で大きな曲がり角に来ている。10年を展望して公法協の果たすべき役割を示唆しようとの本プロジェクトの試みはもとより、公法協の組織経営に関する、世代交代の問題、財務上の問

題、執行部とスタッフの問題等々、それぞれが大変重い議題であった。公法協のファンダメンタルが不透明な中で方向性を明示するのは非常に難しい作業であったが、とりあえずまとめたという印象。少なくとも現在の公法協の抱える問題点はここに挙げられていると感じており、将来を展望した場合、これらに対し組織として真剣に具体的に対応していくということが肝要だと思う。

(岸本理事) 公益法人協会の10年後を考えることは非営利セクターの10年後を考えることであるという意識でC10の会議に参加させていただいた。実際の会議の場は、職員の意識改革とトレーニングの場として非常に有意義な場となったと感じている。役員の方には、今回の報告書は職員の意識、置かれている状況を表しているという視点で、読んでいただきたい。討議した中では、私は一般法人の登場を重要な社会環境変化ととらえていた。一般法人を視野に入れて、事業開発や資金調達なども視野にいった幅広いキャパシティビルディング事業をワンストップで実施する、これを非営利組織の認証制度にも展開して事業収入につなげる、また法人制度を改正して会費収入を強化するということが重点提案であると考えている。まだまだ、実際のアクションプランはできない。今回の報告書は思いの塊というところであるので、具体的なアクションプランを作るため、会議体の発足をぜひお願いしたい。

同報告に対して、理事長から次の謝辞及び感想があった。

(太田理事長) 本日もご出席の片山委員長、高宮理事、岸本理事、鶴見評議員をはじめ外部委員7名の方及び内部委員の方々には、心からお礼申し上げます。特に外部委員の方には、公法協の行く末をいわば感情移入をされ、我がこととして熱心にそして密度の濃い議論をしていただいたことに、本当に感謝する。これを具現化していくために、すなわちお示いただいた骨格に肉付けしていくために、その会議体の構成、スケジュール、当面の事業の計画、中期経営計画とどう絡めていくかが課題として残っているので、その節は皆様にご協力を賜りたいと思っている。

○ 定例報告事項

(1) 公益認定等委員会の動向

① 内閣府会計委員会「検討状況」に関するパブコメについて

太田理事長から、内閣府会計委員会の「中間整理」についてパブリックコメントの募集があり、公益法人協会としてそれに応えて意見書を提出した旨の説明があった。報告によると、収支相償、遊休財産規制、内訳表の作成、小規模法人に対する適用除外などについて意見を出した。法律が会計に入り込んでおり、専門家でも対応に苦慮するところがある。今後も、要望を続けたい。以上であった。

② 最近の公益認定(不認定)について

鈴木専務理事から、まず移行期間中の公益不認定処分について説明があった。報告によると、内閣府で3件、地方行政庁で8件の不認定があり、うち新設法人は2件であった。これまでの不認定には、認定法等に基づいたそれなりの理由があると思われるが、今回取り上げた最近の(一社)日本尊厳死協会の件は、従来とは異なった理由により不認定となっている。不認定の理由として行政庁は、盛んに尊厳死の法制化との関係に言及しており、

法制化に至っていない現状では医師に法的に裏付けのない尊厳死を促す結果になり、医師の立場を不安定にする、と。しかし、実際に尊厳死は、法律がなくても医師会のガイドライン等により行われていることがあり、法制化との結びつきは必然であるわけではなく、医師が行う終末医療がリビングウィルのみに拘束されることはない。これは事実誤認であると思われ、公益認定基準としても、医師を不安にさせるから認められない、というのは論理としてはおかしいのではないかと考える。また、立法権は国会にあり、国会に先立ち、立法に関わることを内閣府が判断する結果となることはできない、という論調についても疑問がある。当協会では関係各方面にヒアリングしているが、医師会は現時点での法制化に反対表明しているが、リビングウィルの扱いは各医師任せ、というスタンスと思われる。なお、付言として政治活動は公益が大きい場合はそれを行ってもよい、という論旨は、公益法人協会をはじめとする公益法人のアドボカシーを除外するリスクに繋がり、非常に問題であると感じている。

(橋本理事) 尊厳死が非常にセンシティブな問題なので、立法権のような理由を無理矢理出して不認定にしているのか、それとも公益法人のアドボカシーをさせたくないからこれを事例として出してけん制しているのか、どちらなのか。

(太田理事長) どちらかと言えば、前者が大きいのではないかと。議員でも賛成する人反対する人がいるし、障害者団体などは反対している。内閣府がこれを公益と認定することにより波及し得る色々な影響を懸念したものと思う。

(橋本理事) 後者の、アドボカシー活動をなるべくさせないようにしようという事例に選んだのであれば、その時点で相当抵抗する必要があるが、前者の方が強いのであればもう少し調べてみてはどうか。各政治勢力がどう対応しているか、医師会等はどうか。実態を調べておられると思うが。

(鈴木専務理事) 政治家の場合は党議拘束をかけない超党派の立法であり、それぞれの政治家個人の判断と理解している。また、医師会のガイドラインでは、「個人の意思だけでなく、家族の意見も一緒に聞いた上で複数の人が関与して行うことが望ましい」とされている。立法案は個人の意思だけに基づいており、免責がその場合に限定されるとすると医療行為が拘束されることにもなるので、そのような立法化については反対していると思われる。ただ、医師会も一枚岩ではなく、それぞれの医師にいろいろな意見がある。このガイドラインは、あくまで機関として決定されたものであり、それに則って、当面は粛々とやっていくというスタンスに思える。

(高宮理事) そのようなものに関して一定の考えの下に行政対応を行った最初のケースであろう。これからも同様の微妙な事例が出てくることが予想され、その判断の際に前例とされるケースであろう。行政として認定判断ルールを形作る基礎になる。いろいろな材料を集めて多角的に、十分揉み行政判断の理屈、行政の意図の正確な理解と、その問題点の正しい把握、それを基にした公法協らしい誤解や偏りのない真つ当な議論を展開することが大事だと思う。拙速に留意。今されている検討の進め方には賛成である。

(岸本理事) 前段の部分はバターナリズムの様相があり、また一定の価値観に基づいて認

定を判断するのは基本的に好ましくないと考える。それから、後段の法制化の推進事業は市民社会における非営利組織の役割として重要であり、認められないという論理は首肯できない。

(山岡理事) 一つはこれが公益法人でなく、認定NPO法人だったら「市民が行う自由な社会貢献活動」という観点から、一定の寄附要件を満たしていれば認定は可能だったと思う。NPO法人の政治要件については国会でかなり議論されており、政治的な主義主張を主たる目的とするのでなければ、政策提言活動は全然問題ない。またもう一つの視点として、米国においてはやや微妙で、政治的発言を主目的とする団体は501(C)(3)ではなく501(C)(4)として区分されていて寄附に対する税制優遇措置も異なるが、両者の区別は必ずしも明確でないというところを聞いています。少なくとも、すべての政策提言的な活動を不認定の対象とするというなら、今後の課題を残す。国際的な観点からも慎重な検討が必要と思う。

(太田理事長) 「政治上の主義の推進等の禁止」条項のある特活法ですら山岡理事の言われるように認定が間違いないのであれば、そのような禁止規定のない公益認定法ではある意味もっと問題ないということになる。いずれにせよ、本件に対して公法協としては、多角的な角度から材料を集め慎重に判断し適切な対応をしたいと考える。

(2) 職務執行報告

① 政府税調に対する要望書

金沢専務理事から、5月28日、公益法人協会が政府税制調査会及び法人課税ディスカッショングループに提出した要望書について説明があった。報告によると、社会福祉法人の行う介護保険事業と保育事業は、特例として収益事業から除外され非課税であるが、他の経営形態(株式会社やNPO法人)は課税というイコルフットィングの観点から法人税の見直しが進められている。公益法人の行うこれら事業は、公益目的事業として行う場合は非課税であるが、イコルフットィングの観点から課税となるのか、また、中長期の課題として、受取配当金等の益金不算入制度、中小企業の軽減税率、みなし寄付金制度(租税特別措置法)等も見直しの検討課題となっており、当協会では、現行税制を維持する旨の要望書を提出するとともに、関係方面の意見を聞いているところである。

時間の制約から、以下の事項については、理事長より簡略に報告があった。

② 内閣府委託相談会の状況

同相談会を、26年度も内閣府から受託した。移行期間が満了した本年度は、従来とは一部形態を変えて開催する。

③ トップマネジメント・セミナー2014

昨年、5年ぶりに復活させた同セミナーを、本年も7月中旬に開催する。

④ 非営利法人格選択に関する実態調査

日本NPOセンターとの共同研究を、トヨタ財団の助成を得て実施する。

⑤ 2006年英国チャリティ改革後の変容調査

4月に研究会が立ち上がり、すでに2回会合を持った。

⑥ 会員の入退会動向

25年度に続いて、新規入会数は好調である。引き続き、会員増強に努めたい。

⑦ 代表・執行理事の定例職務報告

すでに報告したことの外いろいろな職務を遂行しているが、配布資料で確認していただきたい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時5分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成26年6月23日

代表理事

太田 達男



代表理事

金沢 俊弘



監 事

谷村 啓



監 事

中田 ちず子

